

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公開番号】特開2005-142104(P2005-142104A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-379498(P2003-379498)

【国際特許分類】

H 01 M 4/38 (2006.01)

C 22 C 19/00 (2006.01)

H 01 M 4/24 (2006.01)

H 01 M 4/32 (2006.01)

H 01 M 10/30 (2006.01)

【F I】

H 01 M 4/38 A

C 22 C 19/00 F

H 01 M 4/24 J

H 01 M 4/32

H 01 M 10/30 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極と、水素吸蔵合金を用いた負極と、アルカリ電解液とを備えたニッケル・水素蓄電池において、上記の正極として焼結式のニッケル極を用いると共に、上記の水素吸蔵合金として、少なくとも希土類元素とマグネシウムとニッケルとを含み、Cu-K線をX線源とするX線回折測定において $2\theta = 31^\circ \sim 33^\circ$ の範囲に現れる最強ピーク強度(I_A)と、 $2\theta = 40^\circ \sim 44^\circ$ の範囲に現れる最強ピーク強度(I_B)との強度比(I_A / I_B)が0.1以上であり、上記の希土類元素とマグネシウムとの合計量に対するマグネシウムのモル比が0.3以上であり、かつ、希土類元素とマグネシウムとの合計量に対する他の元素のモル比が3.3より大きいものを用いたことを特徴とするニッケル・水素蓄電池。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

この発明におけるニッケル・水素蓄電池においては、上記のような課題を解決するため、正極と、水素吸蔵合金を用いた負極と、アルカリ電解液とを備えたニッケル・水素蓄電池において、上記の正極として焼結式のニッケル極を用いると共に、上記の水素吸蔵合金として、少なくとも希土類元素とマグネシウムとニッケルとを含み、Cu-K線をX線

源とするX線回折測定において $2\theta = 31^\circ \sim 33^\circ$ の範囲に現れる最強ピーク強度(I_A)と、 $2\theta = 40^\circ \sim 44^\circ$ の範囲に現れる最強ピーク強度(I_B)との強度比(I_A / I_B)が0.1以上であり、上記の希土類元素とマグネシウムとの合計量に対するマグネシウムのモル比が0.3以上であり、かつ、希土類元素とマグネシウムとの合計量に対する他の元素のモル比が3.3より大きいものを用いるようにしたのである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】